



平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件  
 原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス  
 被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面 (9)

平成30年2月6日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

- 大 津 由 香 (印)
- 齋 藤 聡 史 (印)
- 松 林 健 一 郎 ( )
- 灘 波 慶 子 (印)
- 山 崎 智 章 ( )
- 加 藤 蔵 人 ( )
- 宮 野 理 子 ( )
- 西 田 真 啓 ( )
- 柳 田 勝 也 ( )

第1	平成30年1月12日付け「訴えの変更申立書」に対する答弁等	3
1	平成30年1月12日付け「訴えの変更申立書」に対する答弁	3
2	請求の趣旨第2項に係る本案前の答弁の理由	3
第2	はじめに	3
第3	本件追加開示決定④前の不開示部分は一体的な不開示情報と位置付けられるべきものであること	6
1	情報公開法6条1項によれば、本件追加開示決定④以前に不開示とされていた部分は、本来、一体的な不開示情報を構成する記述部分にはほかならないこと	6
2	小括	9
第4	本件不開示維持部分に係る原告の主張に理由がないこと	10
1	本件不開示維持部分の分量を捉えて不開示情報該当性を否定する原告の主張は理由がないこと	10
2	追加開示部分と「報告の主なポイント」を対照して本件不開示維持部分の不開示情報該当性を論ずること自体が誤りであること	11
3	本件不開示維持部分の一部記述内容に関する原告の推測も誤りであること	12
4	情報収集先として個人名の記載がなければ公表されても他国との信頼関係が損なわれるおそれはないとの原告の主張も理由がないこと	13
5	小括	14
第5	結語	15

被告は、本準備書面において、原告の平成30年1月12日付け「訴えの変更申立書」に対して答弁した上、原告の平成29年12月18日付け準備書面(8)(以下「原告準備書面(8)」という。)に対し、必要と認める限度で反論するとともに、従前の主張を補充して主張する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

## 第1 平成30年1月12日付け「訴えの変更申立書」に対する答弁等

### 1 平成30年1月12日付け「訴えの変更申立書」に対する答弁

- (1) 請求の趣旨第1項に係る請求を棄却する。
- (2) 請求の趣旨第2項に係る訴えを却下する。
- (3) 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

### 2 請求の趣旨第2項に係る本案前の答弁の理由

答弁書第2の2(3及び4ページ)で述べたところと同様である。

## 第2 はじめに

- 1 本件は、外務大臣が、原告が平成27年1月13日付けで行った「『対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)』報告書全文、検証実施のために用いられた文書、インタビューの記録」の開示請求に対して、本件文書1を含む本件各文書の不開示決定(本件各不開示決定)を行ったことに対し、その取消し等を求める事案である。外務大臣は、本訴訟係属からこれまで、本件各文書について数次の追加開示決定を行ってきたところ、原告が平成30年1月13日付け「訴えの変更申立書」において、上記不開示決定の取消し等として求めるところは、本件文書1のうち、本件追加開示決定④を踏まえても、不開示がなお維持された部分(乙第16号証中のマスキング部分)となり、本件では、かかる不開示が維持された部分(以下「本件不開示維持部分」という。)について

の不開示情報該当性が問題となる。

ところが、原告は、原告準備書面(8)において、外務大臣が本件追加開示決定④によって新たに開示した部分における個々の情報が、外務省がホームページ(例えば、「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果) (甲第4号証の1)及び「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)、「イラクを巡る情勢の経緯(2003年5月1日)」(甲第6号証)、「日本の外交努力」(甲第9号証)など)や公刊物(例えば、「外交青書」(甲第7号証)、「日本の軍縮・不拡散外交」(甲第8号証)など)において正式に公表していた情報内容と、部分的に同一・類似していることを殊更に強調し、本件追加開示決定④によって、被告が従前主張していた不開示情報該当性の主張が誤りであったことを被告が認め、従前の主張を撤回したなどといった主張を展開する(原告準備書面(8)第2の1, 同2(5)イ, 同(6)イ, 同(8)ア, 同(11)ア, 同(14), 同(16), 同(17)イ・別紙2・7ないし12, 15ないし18, 22, 23, 25, 31, 32, 34ないし37, 43ないし45ページ)。

2 しかしながら、本件追加開示決定④により新たに追加開示した部分を含めた従前の不開示部分に係る不開示決定が適法であることは、これまで、被告準備書面(2)、被告準備書面(5)及び被告準備書面(7)で述べてきたとおりであり、被告は、上記主張を何ら撤回しているものでもなく、外務大臣も、本件追加開示決定④を経た後も、現に、本件文書1のうちの一部である本件不開示維持部分についてはなお不開示とする対応をしているのであって、本件追加開示決定④によって被告が「従前の主張を撤回した」などと評する原告の上記立論は全く当を得ないものである。

そもそも、本件文書1は、その1枚目の「序」における記載からも明らかのように、「対イラク武力行使を支持するに至った外務省内における当時の検討・意思決定過程を改めて検証し、今後の政策立案・実施に役立てる」ことを目的として、外務大臣指示により立ち上げられた検証チームによって、公表しな

いことを前提に作成されたものである。これに対し、原告が上記において表現内容の類似性を指摘するところの外務省によるホームページや公刊物は、文字通り、公表を前提として作成された文書であって、本件文書1とはその作成趣旨・目的・性質を異にすることは自明である。ところが、原告の上記立論は、要するに、本件文書1のうち、今般本件追加開示④を実施した部分とこれら公刊物等掲載情報の一部の類似性を殊更に捉えて、本件不開示維持部分をも含め、本件文書1全体が、かかる公刊物等と同様の情報しか掲載されていないはずである、などといった独自の推論に立った上、そのような誤った推論を前提とした上で、本件不開示維持部分の不開示情報該当性を否定するものにすぎず、そのような立論は、方法論として明らかに誤っている。

なお、本件追加開示決定④は、後述する情報公開法における情報の一体性という考え方をひとまず捨象し、本件における訴訟遂行の円滑等を勘案し、情報公開法5条3号、5号及び6号の「おそれ」の程度を本件文書1のうちの個々の記述ごとに細かく精査した結果、本件追加開示決定④時点においては、本件不開示維持部分と比較すれば相対的には上記「おそれ」の程度が低減されるものと判断され、なおかつ、他と比較的容易に区分して除くことができる記述部分に限って追加開示したものである。換言すれば、本件追加開示決定④は、情報公開法によれば、本来、一体的な不開示情報として、行政機関の長に対して開示が義務付けられるものではない記述部分についてまで、あえて開示を行うとする対応を行ったものであり、これは、裏を返せば、本件不開示維持部分は、本件追加開示決定④時点においても、なおも上記「おそれ」が現に存するとして、開示を到底肯定し得ないと判断された記述部分の集合体にほかならない。そして、このような本件追加開示決定④の経緯に照らせば、本件不開示維持部分にも本件追加開示決定④により新たに開示した程度の情報が存するにすぎないなどと独自に推論して、本件不開示維持部分に係る不開示情報性を否定する原告の主張が誤りであることはなお一層明らかである。

以下では、まず、本来、本件追加開示決定④以前において不開示とされていた部分は、情報公開法の解釈上は一体的な不開示情報と位置付けられるべきであることを確認した上(後記第3)、本件不開示維持部分についての不開示情報該当性に係る原告の主張についても、簡単に反論をしておく(後記第4)。

### 第3 本件追加開示決定④前の不開示部分は一体的な不開示情報と位置付けられるべきものであること

#### 1 情報公開法6条1項によれば、本件追加開示決定④以前に不開示とされていた部分は、本来、一体的な不開示情報を構成する記述部分にほかならないこと

##### (1) 情報公開法6条1項の意義

情報公開法6条1項は、「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と定める。これは、複数の情報が記録されている1個の行政文書について、各情報ごとに、同法5条各号の不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、これに該当する情報がある場合に、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分の開示を義務付けたものであるが(総務省行政管理局編・詳解情報公開法84ページ参照)、1個の行政文書に一体的な1個の不開示情報のみが記録されている場合においては、その一体的な1個の不開示情報の一部を削除した残りの記述部分を開示することまでも義務付けた規定ではないと解されている(同87ページ参照)。

すなわち、情報公開法は、「情報」の意義について特段の定めをおいていないが、同法5条1号本文が「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別すること

ができるもの」と規定し、同法6条2項も、「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分」と規定して、「情報」とその一部分を成す構成要素である「記述等」を明確に区別していることに照らせば、法において、開示又は不開示の対象とされる「情報」とは、「記述等の複合した一定のまとまりを持った単位」の意味で用いられていることは明らかというべきである。最高裁判所平成13年3月27日第三小法廷判決・民衆55巻2号530ページ（以下「最高裁平成13年3月27日判決」という。）が、「同条（引用者注：大阪府公文書公開等条例10条のこと）は、非公開事由に該当する独立した一体的な情報を更に細分化し、その一部を非公開とし、その余の部分にはもはや非公開事由に該当する情報は記録されていないものとみなして、これを公開することまでも実施機関に義務づけているものと解することはできない」と判示しているのも同趣旨である。すなわち、最高裁平成13年判決は、大阪府公文書公開等条例に関する事案であるが、情報公開法についても、その5条及び6条の規定によれば、行政機関の長は、「独立した一体的な情報」を更に細分化して、その一部を不開示として、その余の部分には不開示事由に該当する情報は記載されていないものとしてこれを開示することまでも義務づけられておらず、特に同法6条2項を設け、「個人識別情報に限って例外的に、独立した一体的な情報を更に細分化し個人識別部分のみを不開示とする態様の部分開示を行政機関の長に義務付けるという立法政策を採用したもの」（西川知一郎・最高裁判所判例解説民事篇平成13年度（上）366ページ）なのである。

そして、情報公開法6条1項のような部分公開に関する規定に基づく部分公開の対象として「独立した一体的情報」をどの範囲でとらえるかについては、当該情報が記録された記載部分の物理的性状、その内容、作成名義、作成目的、当該文書の取得原因等を総合考慮の上、不開示事由に関する定め

趣旨に照らし、社会通念に従って判断すべきこととなる（前掲西川372ページ参照）。

(2) 本件文書1の作成名義、作成目的、内容等に照らせば、本件文書1は、本来、独立した一体的な情報であると解されること

これを本件文書1についてみるに、同書は、「2003年3月の米英等による対イラク武力行使を支持するに至った外務省内における当時の検討・意思決定過程を改めて検証し、今後の政策立案・実施に役立てる」ことを目的として、当時の外務大臣の指示によって、外務省内で構成された検証チームによって実施された検証の報告書である。また、その検証の方法は、「外務省内関係課室から、電報（記録電、調査訓令等）、発言応答要領、ブリーフ資料、調書等多数の関連書類を集め、これらの文書を基礎に、一連の事実関係、情報収集及び分析、検討、政策判断及びその過程、情報発信等を調査し、その上でこれらの妥当性等についての検討を行」うほか、「省内に残された文書より得られる情報を補完し、より正確な事実関係の把握に努めるため、当時の関係者へのインタビュー」が実施された（同号証同ページ（序））というものである。

すなわち、本件文書1は、上記の目的のもと、外務大臣の指示に基づいて外務省の検証チームによって実施された本件検証の結果が記載されたものであり、作成者、作成目的、内容、検証の方法はいずれも共通であり、形状に関しても参考資料を含めて一体のものといえることができる。なお、本件文書1では、「序」に引き続き、「1. 対イラク武力行使に至る経緯・背景」、「2. 対イラク武力支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の外観」、「3. 情報収集についての検証」、「4. 分析についての検証」、「5. 政策決定・実施についての検証」、「6. 国民への説明責任についての検証」、「7. 教訓と今後の取組」といった項目分けがされているが、これらの項目分けは、先に述べた検証の順序として、一連の事実関係の把握、情報収集及び分析、

検討、政策判断及びその過程、情報発信等といった検討の前提を押さえた上で、これらの妥当性等についての検討を行うという上記検証の手法に沿っての項目分けであることが明らかであり、いずれも、「外務省内における当時の検討・意思決定過程を改めて検証」する結果が取りまとめられた本件文書1という作成目的に照らせば、各項目ごとに別個独立の有意な意味を有するという性質のものではなく、各項目が相互に関連し、有機的な一体的な情報を成している。

したがって、本件文書1は、全体として「独立した一体的情報」というべきであり、情報公開法上、行政機関の長に対して、これ以上に細分化することが義務付けられる性質のものではないものである。

## 2 小括

以上のとおり、本件文書1は、本来的に「独立した一体的な情報」であると解されるのであって、そうである以上、情報公開法によれば、本件追加開示決定④以前に不開示とされていた部分もまた、このような一体的な不開示情報を構成する記述部分にほかならず、本来、行政機関の長は、かかる記述部分をあえて細分化して開示することを義務付けられるものではないのである。

ところが、本件追加開示決定④により、今般、外務大臣が、新たにこれらの部分をも開示したのは、先に述べたとおり、本訴訟の不開示情報に係る審理の対象をより焦点化し、被告の従前の主張をより一層明確にすることによって円滑な訴訟遂行を目指す観点から、情報の一体性をひとまず捨象して情報公開法5条3号、5号及び6号の「おそれ」の程度を本件文書1のうちの個々の記述ごとにより細分化して精査した結果、本件追加開示決定④時点においては、本件不開示維持部分と比較すれば相対的には上記「おそれ」の程度が低減されるものと判断され、他と比較的容易に区分して除くことができる記述部分に限っての追加開示が相当と判断されたものである。

したがって、本件不開示決定④を殊更に捉え、それ以前の不開示部分に関す

る不開示決定が違法であった、本件不開示維持部分の不開示情報該当性はない、などとする原告の主張は、その前提を誤ったものである。

#### 第4 本件不開示維持部分に係る原告の主張に理由がないこと

##### 1 本件不開示維持部分の分量を捉えて不開示情報該当性を否定する原告の主張は理由がないこと

###### (1) 原告の主張

原告は、本件不開示維持部分の分量が「数行ないし十数行程度」、「わずか4行程度」、「せいぜい数行分」であるなどとして、この程度の分量の記載では、その記載内容は概括的・抽象的な記載にならざるを得ないのであるから、被告が主張する、「他国との交渉上不利益を被るおそれ」や「我が国の安全が害されるおそれ」、「他国との信頼関係が損なわれるおそれ」があるとは到底考えられない旨主張する(原告準備書面(8)第1の3,第2の2(3)イ・同(4)イ,同(6)ウ,同(7)・同(10),同(11),同(14),同(15),同(17)・6,7,14,15,18ないし22,24ないし27,31ないし33,35ないし37ページ)。

###### (2) 被告の反論

しかしながら、そもそも、本件不開示維持部分における、原告のいう「概括的・抽象的な記載」なるものの具体的な趣旨・内実は、その主張内容からもわかには判然としないものである。繰り返し述べてきたとおり、本件文書1は外務大臣の指示による本件検証の結果が取りまとめられた報告書であるから、その作成の趣旨・目的に照らして意味のない記載や重要でない記載がされることはない。その上、情報公開法5条3号,5号及び6号のそれぞれの「おそれ」の有無は個別具体的な事実の記載であるか否かによって決し得るような性質のものではなく、たとえば、検証の過程等を全て網羅しておらず、結論やその結論に至るまでの推論過程・考慮要素、あるいは事実関係の

要約が端的に示された記載等があったとしても、そのことから不開示情報該当性が否定されることにならないことは明らかである。

すなわち、前記第3の1(2)で述べたとおり、本件検証においては、外務省内関係課室から、電報、発言応答要領、ブリーフ資料、調書等多数の関連書類を集め、これらの文書を基礎に、一連の事実関係、情報収集及び分析、検討、政策判断及びその過程、情報発信等を調査し、その上でこれらの妥当性等についての検討が行われたが(乙第16号証1ページ(序))、上記の調査から現れた事細かな事実が全て本件文書1に網羅されているわけではない。しかしながら、これらの事実から明らかになった一連の事実関係、情報収集及び分析、検討、政策判断及びその過程、情報発信等及びこれらに対する検討については具体的に記載されており、本件文書においてはこの点が最も重要である。そして、それらは必ずしも長大な文章によらなければ表現され得ないものではないし、要約、例示あるいは取捨選択によって記載の質や内容が変わるものでもないのである。

結局のところ、原告の前記(1)の主張は、多数の事実を羅列し、その分析や評価を逐一かつ長大に記載しなければ、情報公開法5条3号、5号及び6号の「おそれ」は生じ得ないとの独自の解釈論に基づくそれと思料されるが、「おそれ」の程度はその分量によって決まるものでもなければ、分量の少ない文章は重要性が低いとか、実質的あるいは具体的な記載がないとの経験則は何ら存在しない。

したがって、原告の前記(1)の主張は理由がない。

## 2 追加開示部分と「報告の主なポイント」を対照して本件不開示維持部分の不開示情報該当性を論ずること自体が誤りであること

### (1) 原告の主張

原告は、本件追加開示決定④による追加開示部分と「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)の記載を対照した上、「報告の主なポイント」に記載さ

れている内容が追加開示部分に記載がないから、本件文書①中の本件不開示維持部分において、上記報告のポイントに記載された内容が含まれているはずであるなどと推論し、このことから、本件不開示維持部分については不開示情報該当性がないと主張するようである（原告準備書面(8)第2の2(15)イ、同(16)・32ないし35ページ）。

## (2) 被告の反論

しかしながら、被告準備書面(5)第2の3(6)(23及び24ページ)で述べたとおり、「報告の主なポイント」は、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との交渉上不利益を被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、本件文書1の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものである。他方で、本件文書1は、前述したとおり、「対イラク武力行使を支持するに至った外務省内における当時の検討・意思決定過程を改めて検証し、今後の政策立案・実施に役立てる」ことを目的として、本来公開を想定しない前提の下で作成された文書であって、公開を前提とした文書である「報告の主なポイント」とは、文書の趣旨・内容・性質を異にすることは明らかであり、もとより、「報告の主なポイントは」は本件文書1の単なる抜き書きなどではない。そのため、「報告の主なポイント」に記載されている内容がそのままあるいは同内容の部分として本件文書1内に存在するとする原告の前提自体が誤りである。

したがって、「報告の主なポイント」と追加開示部分の記載を単に対照して「報告の主なポイント」に記載されている内容が追加開示部分にないから同項目内の不開示維持部分に当該内容が記載されているはずである、との原告の推測は明らかに失当であり、これを前提として上記不開示維持部分に不開示情報該当性がないとする原告の前記(1)の主張も理由がない。

## 3 本件不開示維持部分の一部記述内容に関する原告の推測も誤りであること

### (1) 原告の主張

そのほか、原告は、本件不開示維持部分中の、項目「武力行使支持の理由」の不開示維持部分について、①コアリションリストに日本を含めて差し支えないかとの打診が米国からあり、これに同意したために即座に武力行使の支持を表明したという趣旨の記載、②湾岸戦争時に日本が拠出した支援金が定期的に遅いとの批判があったため、同様の評価を受けないように即座に武力行使支持を表明したという趣旨の記載、③早期に支持を表明した方が戦後復興における経済活動に関与するうえで有利に働くためという趣旨の記載などが含まれている可能性があるとし、上記のいずれかあるいはそれ以外の理由であっても開示の有無にかかわらず想定可能であるから、かかる部分是不開示情報たり得ないとの趣旨の主張をする（原告準備書面(8)第2の2(13)イ・29及び30ページ）。

### (2) 被告の反論

しかしながら、上記①ないし③のいずれも上記不開示維持部分の内容の推測としては妥当していない。したがって、同内容が開示の有無にかかわらず想定可能であるとの原告の上記主張は、そもそもの前提を誤っており、以上を前提に上記不開示維持部分に不開示情報該当性がないとする原告の前記(1)の主張も明らかに理由がない。

## 4 情報収集先として個人名の記載がなければ公表されても他国との信頼関係が損なわれるおそれはないとの原告の主張も理由がないこと

### (1) 原告の主張

さらに、原告は、国際政治上及び各国の安全保障政策上機微な問題に係る情報収集先を公にしない国際慣行があり、上記のような情報収集先を公にすることにより、情報収集先との信頼関係を損なうとの被告の主張（被告準備書面(8)第2の2(2)、第5の6(1)・8、17、18ページ）に対し、「情報源としての個人（情報提供者）の氏名までが、本件文書1程度の長さの報

告書に記載されているとは考えられない」、「仮に情報提供先として国際機関や各国の外交ルートないし情報機関の名称の記載があるとしても、すでに指摘したとおり、たとえばオーストラリアの報告書でもそういった事項は公表しているから、被告が開示することによって信頼関係が損なわれるおそれなどはない。」と主張する（原告準備書面(8)第1の1, 第2の2(6)ウ・3, 4, 18ないし20ページ）。

## (2) 被告の反論

しかしながら、被告準備書面(8)第2の2(1)(7及び8ページ)で述べたとおり、我が国の情報公開法上の不開示情報該当性（情報公開法5条3号, 5号及び6号）は、我が国にとっての「おそれ」であり、事情の異なる諸外国が本件文書1とは別の検証報告書等の中で情報収集先を公表しているとしても、諸外国と第三国との関係と日本と第三国との関係は異なるため、そのことは上記「おそれ」がないことの根拠とはならない。また、国際政治や各国の安全保障政策における情報収集先を公にすることによる報復や妨害のおそれは、公にされる情報収集先が個人名である場合のみならず、関係国や国際機関であっても同様であって、これらとの信頼関係が損なわれるおそれもある。したがって、公にされるのが個人名の場合でなければ信頼関係を損なうおそれがないとの原告の主張は独自の見解にすぎず、理由がない。

## 5 小括

以上のとおり、原告が、本件不開示維持部分における不開示情報該当性について原告準備書面(8)において主張するところは、いずれも理由がないことが明らかである。

なお、原告は、本件不開示情報維持部分のうち、本件追加開示決定④によって、項目の番号や記号のみが開示された部分については、被告において、更なる項目ごとに具体的な不開示事由を示すべきであるなどとも主張するけれども（原告準備書面(8)第2の2(3)ア, 同(6)ア, 同(7)ア, 同(9), 同(14), 同(15),

同(16)・13, 14, 17, 20, 23, 24, 31ないし35ページ), そもそも, 本件文書1は, 全体として「独立した一体的情報」であるところ, 被告としては, これまで, この点をひとまず捨象して, 大項目あるいはその次の小項目ごとの記述内容についてでき得る限りの説明を試みてきたものであって, これ以上事細かく不開示情報該当性を指摘する必要性は本来的にないと思料する。現実的にも, これ以上に小項目の不開示部分の内容や不開示事由を個別に説明することはその記載自体を明らかにするに等しいこととなり, 困難である。

この点に関し, 原告は, 本件不開示維持部分中の項目「国際社会の情勢」について, 被告が, 「従前は三つの項目別に記載されていることを含めて不開示事由に該当すると主張していた」などとも述べるが(原告準備書面(8)第2の2(3)ア・14ページ), 被告の主張は, 正確には, 「項目分けの仕方やその記述内容をも含め, 記載自体が一定の価値判断や評価を伴うものとなっている。」

(被告準備書面(7)第2の4(2)・14ページ)というものであり, 「項目分けの仕方」には, 当該不開示部分が3つの項目別に記載されていることだけでなく, 各項目の表題や, 全体を当該表題に対応した内容に分けて分析・記載した事実等が含まれる。したがって, 原告が, 被告が3つの項目別に記載されていることを不開示の理由とし, 本件追加開示決定④でその点を明らかにしたと理解しているのであれば誤りであるので, 念のため指摘しておく。

## 第5 結語

したがって, 本件文書1の本件不開示維持部分における不開示情報に該当することは明らかであって, 原告の請求は理由がないから, 速やかに棄却されるべきである。

以上